

医政発 1216 第 1 号
令和 3 年 12 月 16 日

各 { 都道府県知事 } 殿
 { 保健所設置市長 }
 { 特別区長 }

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医療ガスの安全管理について」の一部改正について

令和 2 年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定)において、「原則として全ての見直し対象手続(※)について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされていることを踏まえ、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」(令和 2 年厚生労働省令第 208 号)が令和 2 年 12 月 25 日に公布・施行されたところである。

このため、「医療ガスの安全管理について」(令和 2 年 8 月 17 日付け医政発 0817 第 6 号厚生労働省医政局長通知)別添 2「医療ガス設備の保守点検指針」及び別添 3「医療ガス設備の工事施工監理指針」についても、別紙の新旧対照表のとおり所要の改正を行うこととする。

なお、既に使用されている改正前の様式については改正後の様式によるものとみなし、既に配布されている改正前の様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとする。

貴職におかれては、本通知の趣旨について御了知いただくとともに、貴管下の病院等に対して周知をお願いする。

(※)「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの」が「見直し対象手続」と定義されている。

医政発 1216 第 2 号
令和 3 年 12 月 16 日

別記団体の長 殿

厚生労働省医政局長

「医療ガスの安全管理について」の一部改正について（通知）

標記について、別紙のとおり各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長あて通知しましたので、御了知いただくとともに、関係者への周知方よろしくお願
いします。

(別記)

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本薬剤師会
公益社団法人 日本看護協会
公益社団法人 日本助産師会
公益社団法人 日本臨床工学技士会
一般社団法人 日本医療法人協会
公益社団法人 全日本病院協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
公益社団法人 日本精神科病院協会
一般社団法人 日本病院会
一般社団法人 日本慢性期医療協会
各国立ハンセン病療養所
独立行政法人 国立病院機構
独立行政法人 地域医療機能推進機構
独立行政法人 労働者健康安全機構
公益社団法人 全国国民健康保険診療施設協議会
一般社団法人 全国公私病院連盟
社会福祉法人 恩賜財団済生会
日本赤十字社
国家公務員共済組合連合会
社会福祉法人 北海道社会事業協会
一般社団法人 地方公務員共済組合協議会
全国厚生農業協同組合連合会
健康保険組合連合会
一般財団法人 船員保険会
国立研究開発法人 国立がん研究センター
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
公益財団法人 日本医療機能評価機構
独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
一般社団法人 日本産業・医療ガス協会
宮内庁長官官房秘書課
法務省矯正局矯正医療管理官
文部科学省高等教育局医学教育課
防衛省人事教育局